

## 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の方は、その状態像から見て使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬が算定されない福祉用具がありますが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当される方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護 2 及び要介護 3 の方であっても、厚生労働省の示した状態像に該当される方についてのみ例外的に給付が認められています。

その際に、医師の「医学的な所見」によって国の示した状態像であると判断されることが必要であるため、主治医意見書、又はケアマネジャー等からの依頼により診療情報提供書を記載される場合には、以下の点を踏まえご協力いただきますようお願いいたします。

### 1. 神戸市による確認

神戸市は、ケアプランを作成している居宅介護支援事業者あるいは介護予防支援事業者から提出された「確認依頼申請書」に基づき、医学的な所見とサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントによって、福祉用具貸与の必要性が判断されていることを確認します。

この際、医師の「医学的な所見」はケアプラン（介護予防ケアプラン含む）等とともに、必須の添付書類として提出が必要となります。

### 2. 「医師の意見【医学的な所見】」を記載する書類は次のいずれかをお願いします。

- a. 「主治医意見書」の『特記すべき事項』欄などに、利用者が下記（i）～（iii）に類型化された状態像に該当する旨を文章で記載する。
- b. 「診療情報提供書」に、利用者が下記（i）～（iii）に類型化された状態像に該当する旨を文章で記載する。

### 3. 「医師の意見【医学的な所見】」の記載内容

次のいずれかの状態像に該当する者であることについて、医学的な所見に基づき判断した内容を記載する。

（i）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に裏面表 1 に示す状態像に該当する者

例：「パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となるため、福祉用具貸与の状態像（i）に該当する。」【特殊寝台】

「重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳から椅子への移乗に全介助を要する状態となり、福祉用具貸与の状態像（i）に該当する。」【移動用リフト（昇降座椅子）】

（ii）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に裏面表 1 に示す状態像に至ると確実に見込まれる者

例：「がん末期で急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれるため、福祉用具貸与の状態像（ii）に該当する。」【特殊寝台】

（iii）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から裏面表 1 に示す状態像に該当すると判断できる者

例：「重度の喘息発作時に、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体をすみやかに一定の角度に起こす必要があり、福祉用具貸与の状態像（iii）に該当する。」【特殊寝台】

※例外給付については「例」に示したとおり、様々な疾患等によって（i）～（iii）の状態像に該当する方が想定され、軽度者においてはごくまれであると考えられます。

※迅速な手続きのため、（i）～（iii）の状態像のいずれかに該当することについて、明確に判別できる内容を記載していただくようお願いいたします。

（裏面）

**記載例**：○「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像（ii）に該当する。」

×「パーキンソン病」（診断名だけの記載）

×「ギャッジベッドが必要」（福祉用具の必要性だけの記載）

表 1

例外給付対象種目	状 態 像
ア 車いす及び同付属品 （右記のいずれかに該当する者）	(1) 日常的に歩行が困難な者
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
イ 特殊寝台及び同付属品 （右記のいずれかに該当する者）	(1) 日常的に起き上がりが困難な者
	(2) 日常的に寝返りが困難な者
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者
エ 認知症老人徘徊感知機器 （右記のいずれにも該当する者）	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者
オ 移動用リフト （つり具部分を除く） （右記のいずれかに該当する者） ※昇降座椅子はこの種目に含まれます。	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
カ 自動排泄処理装置 （尿のみが自動的に吸引するものを除く） （右記のいずれにも該当する者）	(1) 排便が全介助を必要とする者
	(2) 移乗が全介助を必要とする者